

消防用設備等における 行政指導指針

柏市消防局

平成 31 年 4 月 1 日制定
令和 7 年 4 月 1 日改正

目次

第1章	総則	1
第2章	各論	
第1節	消防用設備等の設置単位	3
第2節	政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い	12
第3節	無窓階判定について	51
第4節	収容人員の算定	61
第5節	届出及び消防検査について	65
第6節	防災防火対象物, 防災物品	70
第7節	火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所 の取扱い	72
第8節	床面積等の取扱いについて	76
第3章	消防用設備等別設置基準	
第1節	消火設備	83
第2節	警報設備	111
第3節	避難設備	130
第4節	消防用水	139
第5節	消火活動上必要な施設	140
第4章	火災予防条例関係	
第1節	火を使用する設備の基準	148
第2節	少量危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準	176
第5章	特定共同住宅等	
第1節	用語の定義	197
第2節	特定共同住宅等の構造類型	200
第3節	位置・構造の要件	206
第4節	区画貫通及び耐火性能	211
第5節	特定光庭の取扱い	218
(参考)	特定光庭の算定方法	234